

令和3年1月臨時会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和3年1月7日(木) 開会 午後 7時48分
閉会 午後 8時32分

場所 第5委員会室

出席委員 松澤正委員長
永瀬秀樹副委員長
渡辺大委員、木下高志委員、須賀敬史委員、齊藤正明委員、
杉田茂実委員、松坂喜浩委員、山根史子委員、塩野正行委員、守屋裕子委員、
浅野目義英委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
加藤和男産業労働部長、新里英男産業労働部副部長、
中山貴洋産業労働部雇用労働局長、藤田努産業労働政策課長、
大熊聡商業・サービス産業支援課長、島田邦弘観光課長、
澁澤幸シニア活躍推進課長、檜山志のぶウーマノミクス課長

[危機管理防災部]
福田哲也危機管理防災部副部長、武澤安彦危機管理課長

[保健医療部]
唐橋竜一保健医療部副部長、縄田敬子保健医療政策課長、
吉永光宏食品安全課長、横内治感染症対策課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第1号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第12号)	原案可決

【付託議案に対する質疑】

渡辺委員

- 1 12日から始まる第4期の時短協力金の支給については、従前と異なり「全面的に協力」という記載がなくなっているがその趣旨について伺う。
- 2 営業時間の確認はどのように行うのか。
- 3 第1期と第2期の現状の申請状況と人流の変化はどうか。
- 4 予算額からすると、飲食店営業許可数の7割程度となっているが、その理由と7割を超えた場合の対応はどうするのか。
- 5 今回の時短要請と予算措置が成果を生むためには、1都3県が連携して県民の行動様式変容を促すPR、CM等を展開する必要があると思うがどうか。

産業労働政策課長

- 1 第1期から全ての期間に協力してもらうという原則に変わりはないが、今回は対象期間が長いこと、協力金の額が大きいこと、対象地域を全県に広げることから、周知の関係などいろいろ踏まえて、弾力的な取扱いとした。具体的な内容は現在制度設計を行っているが、どうしたら事業者の方に協力いただけるかを念頭に検討している。
- 2 営業期間の確認については、お店の張り紙など、従前の営業時間と短縮後が分かるようにしていただき確認する。メニューなどでも時間が分かれば良い。
- 4 対象店舗数は食品衛生法上の飲食店の営業許可数を根拠にしているが、店舗内で調理をしているスーパーマーケットや、飲食スペースがない弁当販売店などが、おおむね15%ほど含まれている。また、20時以降に営業していない店も15%程入っていると見積もり、対象は7割とした。超えた場合は予算に関する話なので、また議会に相談させていただきたい。

シニア活躍推進課長

- 3 本日17時現在の状況であるが、第1期の申請件数が1,894件、第2期は12月28日に申請受付が始まったばかりだが、1,000件である。

危機管理課長

- 3 人流については、KDDIスマートフォンの位置情報を基に、大宮駅、川口駅、南越谷駅周辺の人流を把握している。前年同月同週同曜日比で、12月17日までの第1期は、大宮駅で41.2%減、川口駅で19.2%減、南越谷駅で21.7%減となっている。大宮駅で第1期が41.2%減、第2期が51.3%減、第3期は直近の1月4日までの平均となるが47.8%減となっており、時間が経過するとともに、協力が増えている傾向にある。
- 5 取組については、1都3県で取り組むことで効果が上がると考えており、連携してワンボイスで訴えていくことが大事である。1都3県で要請内容をなるべく統一するよう調整しながら、要請しているところである。外出自粛の広報については、広報部局と連携してFMナックファイブをはじめ、TBSラジオなど1都3県が聴取エリアとなるラジオスポットCMを通じて広く呼び掛けを行っていく。

松坂委員

- 1 1都3県の共同歩調はもっともなことであるが、コロナ対策として県独自の主張はないのか。また、県としての自由裁量はないのか。今朝の新聞に飲食店の納入業者についても支援する方針という記事があったので伺う。
- 2 最大162万円を協力金として支給するとのことだが、27日全てでなくても対象と理解してよいのか。協力金の給付申請に関して、営業許可だけでなく確定申告書の写しの提出も必要と考えるがどうか。
- 3 今回の全県展開について、12日までの4日間で周知はどうするのか。
- 4 今回の補正予算の最大の目的は、経済への影響を最小限に抑えながら飲食の場での感染リスク軽減に効果を発揮することとしているが、埼玉県として感染拡大防止に対する数値目標と、1都3県での数値目標をどのように求めるかについての考えを伺う。

危機管理課長

- 1 今回は、1都3県で取り組むことで効果を発揮させることができると考えており、ワンボイスで訴えていくことに力を入れた。東京都は既に都内での外出自粛の協力要請をしており、神奈川県、千葉県、埼玉県では県内の一部を対象とするなど、もともと都県ごとに対応が異なっていた。今回、本県は独自の判断として全県に拡大した。結果的には1都3県全域となった。自由裁量ということだが、県の対策は基本的対処方針に基づき実施するものであり、一定の枠組みの中で対応するものであるが、地域の状況により必ずしも全て同じ対応となるものではない。厳しい感染状況の場合、緩和する対応は難しいと考えられる。

産業労働政策課長

- 2 27日全期間でなくても対象になるかということについては、弾力的に制度を考えている。今回の申請は営業許可証やそのほか店舗の概況が分かる資料で事業の内容を確認することとしており、これ以上事業者負担を増やすことは適切ではないとの判断から確定申告書の提出を求めている。また、1都3県で連携しているが、今回の協力金は売上げ確認が要件になっていないことから他都県でも確定申告書の提出は求めている状況である。
- 3 周知については、1月4日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で時短要請することが決まったため、1月4日の段階で経済団体にその旨を通知させていただいた。また、この先については、県ホームページのトップページなど分かりやすいところにバナーを設け、詳しいQ&A等を載せるとともに、各県内市町村や、商工会議所、商工会、商店街組合、飲食店の業界団体等と連携して周知に努めていきたい。

保健医療政策課長

- 4 今回の緊急事態宣言は、国の分科会が8月に提言した四つのステージに基づき実施されているものである。分科会では爆発的な感染拡大が起こっており、深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対策が必要な段階をステージⅣと定義している。ステージ指標は「病床のひっ迫具合」、「人口10万人当たりの療養者数」、「PCR陽性率」、「人口10万人当たりの1週間の新規報告者数」、「直近1週間と先週1週間の新規報告者数の比較」、「感染経路不明割合」の六つがあり、本県はこの六つの指標のうち四つがステージⅣの基準を超えている状況である。また、首都圏ほか3都県のいずれもステージⅣの指標を大幅に上回っている状況にあり、こういった状況を踏まえ、政府は緊急事態宣

言を発出した。緊急事態宣言の解除に当たっては、本日発出された政府の基本的対処方針によると、ステージⅣからステージⅢ相当の対策が必要な段階になっているかといった状況を踏まえて総合的に判断するとされている。つまり、病床のひっ迫具合として最大確保病床の50%未満になることや、療養者数が人口10万人当たり25人未満になることといったステージⅢの基準に当たるような数字が目標になるものと考えている。ただし、仮に本県が単独で感染状況が落ち着いたとしても、今回の緊急事態宣言は1都3県全体の状況が悪化していることから発出された経緯があることから、例えば東京がまだ医療体制がひっ迫しているなどの状況であった場合などには、そういった状況を踏まえ政府が緊急事態宣言の解除について判断するものと思われる。今後少しでも陽性者を減少させるために、首都圏が一体となり県民の皆様に行動変容を訴えていきたい。

山根委員

- 1 先ほどの渡辺委員の質問に対して、日割り等弾力的な対応も考えているとの答弁があった。詳細はこれから詰めていく必要があると考えるが、その詳細はいつ整い、どのような形で発表していくのか。
- 2 既に行われている第3期の支給要件に埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコード取得ということが入っているが、今回もそれが適用されるのか。適用される場合、高齢者等QRコード取得に不慣れな方で、QRコード取得が間に合わないという事態も考えられるが、そうした事業者への対応についてどのように考えているか。

産業労働政策課長

- 1 可及的速やかに対応する。議決されれば概要については、本日中にでもホームページにはアップしたいと考えている。制度の詳細についても速やかに明らかにできるようにしていきたい。
- 2 LINEコロナお知らせシステムについては、今回も要件としている。これは第1期からの要件であるが、手続に慣れていない方や、メールアドレスを持っていない方など時間を要する方については、取得する状況が整った段階でQRコードの掲示をしていたら全期間と認めてきたので、今回についても同様に考えていきたい。

守屋委員

- 1 12月28日からの第3期の時短要請は、周知が短くて間に合わなかった業者がいたと聞いている。第4期は長丁場であり、県では商工団体や商店街などいろいろな機関と検討して決定することだが、そうした枠に入っていない業者もいる。4日間の周知期間では、漏れてしまう業者もいるのではないかと。全業者を把握し、周知できるのか。
- 2 第4期は全県が対象になるので、弾力的運用をすとはいえ、周知を徹底しないと行けない。LINEコロナお知らせシステムについても、実際に操作してみたが慣れていないとできない。高齢の事業者は使いこなせないのではないかと。手書きでも受け付けるなど条件を緩和すべきと考えるがどうか。

産業労働政策課長

- 1 あらゆるルートを使って周知をしていくが、やはり市町村や身近な商工会・商工会議所と連携して周知を行っていく。
- 2 LINEコロナお知らせシステムの登録要件は変えずにいきたい。弾力的運用もあるので、事業者へそうした点の周知もしっかり行いたい。

塩野委員

- 1 第3期の増額について、川口、大宮、越谷については明日からの話であり、周知したときには周知期間が終わっているというタイミングである。ここについてはより弾力的に対応いただきたい。4日に対策本部会議と知事発表があり、マスコミ等により周知されているとはいえ、なかなか行き届かない部分もあるのではないかと懸念している。考え方を伺う。
- 2 本日の総理会見等でもあったように、非協力的な店舗に対し、政令の改正をもって飲食店の事業者名を公表できる制度ができたが、現時点でどう考えているのか。

産業労働政策課長

- 1 8日からは20時で閉店していただくことについて、まずは周知に注力し、状況をみていきたい。

シニア活躍推進課長

- 1 既に昨日、速報として、県のホームページで協力金の増額を検討している旨の情報発信を行った。また、対象の3市や商工会等に対しては、ホームページ等による情報発信を依頼している。

危機管理課長

- 2 昨年、春の緊急事態宣言下では、ある業種で特措法第45条第2項を用いた事例があった。ただ、特措法の趣旨は、公表することが目的ではなく、お願いして協力していただくことだと考えている。もちろん、営業時間の短縮要請については、効果が十分ではないと承知している。特措法第45条第2項の要請による店名公表も一つのツールとして、特措法の趣旨を踏まえ、必要に応じ検討していく。

塩野委員

第3期については極めて周知期間がない中で行われることなので、これまで午後10時までの時短営業に協力していた店舗が、8日から11日まで午後8時までの時短営業ができなかったとしても、これまでどおりの協力金は支給されるのか。

また、店名公表については公表が目的だとは思っていない。プロセスが大切なので、県としてしっかりと取り組んでほしい。(意見)

シニア活躍推進課長

午後8時までの時短営業ができなかったとしても、午後10時までの時短営業に協力していただければ、増額はできないが基本の60万円は支給できる。

浅野目委員

当初の3地域とそれ以外の地域では、開始時期が異なるので、事業者が混乱している。相当大変な状況だと思うが、コールセンターを延長するなど対応できないのか。

産業労働政策課長

コールセンターは現在6時で終了している。勝負の4日間ではあるので、どのような対応ができるのか検討していく。

【付託議案に対する討論】

なし
